

一時預かり事業（不定期・定期）のご案内

<事業概要>

市では、保護者の育児疲れ解消、急病や入院、裁判員等に伴う一時的な保育やパートタイム勤務等就労形態の多様化に伴う断続的な保育など、多様な保育需要に対応するため、「一時預かり事業（不定期・定期）」を実施しています。

<対象児童>

○千葉市・市原市・四街道市の3市内在住の方（市原市・四街道市民の方の受け入れは一部施設において不定期利用のみ可能です）。

○満3カ月～就学前児童（保育所に入所している児童は除く）

<一時預かり事業（不定期利用・定期利用）の申込み方法>

○申込み場所: 希望する保育所（園）に直接申込（必ず事前にご連絡ください。）

○持参するもの：・母子手帳（健康状態等の把握の為）

- ・資格確認書（有効期限内の健康保険証を含む）またはマイナ保険証資格情報（写：けが等があった時の為）

○提出する書類：・利用申請書 ・児童調査票 ・就労証明書等（定期利用のみ）

- ・アレルギーがある場合は治療証明書（食物アレルギーの場合は生活管理指導表）
- ・生活保護世帯は生活保護証明書（写）

<不定期利用>

◎主に緊急・一時的に利用

育児疲れ、保護者の疾病、入院、通院、けが、看護、介護、災害、事故、冠婚葬祭、学校行事参加、裁判員制度による裁判への参加などのとき。

利用区分	原則1カ月あたり7日を限度とします。 （半日利用の場合、14日まで可能）
利用時間	○月～金曜日：午前8時～午後5時 ○土曜日：午前8時～午後0時30分 ○午前のみ：午前8時～午後0時30分 ○午後のみ：午後0時30分～午後5時
利用料金	1日 3歳未満児：2,200円 3歳以上児：1,200円 半日 3歳未満児：1,100円 3歳以上児：600円

<定期利用>

◎パート就労等を主に、年間を通して継続的に利用

断続的に週2～3日のパート就労、通学、職業訓練、看護、介護、定期的なボランティア活動などのとき。

利用区分	1年間の利用期間において、 <u>週2日</u> もしくは <u>週3日</u> の申請をした曜日での利用となります。
利用時間	〇月～土曜日：午前8時～午後5時 〇時間外保育：午後5時～午後6時（土曜日を除く）
利用料金月額	週2日 3歳未満児：18,300円 3歳以上児：9,400円
	週3日 3歳未満児：26,100円 3歳以上児：13,500円
	時間外 3歳未満児：3,000円 3歳以上児：1,900円

保育士確保の状況によっては利用できない場合があります。事前に確認の上、お申し込みください。

<給食の提供について>

3歳未満児：完全給食のため利用料金に給食費が含まれます。

3歳以上児：主食費については利用料金に含まれませんので、持参又は園で定める費用をご負担ください。

<無償化について>

「保育の必要性の認定」を受けている方は無償化の対象となります。（3歳未満児は非課税世帯のみ）。

詳細は、ホームページをご覧ください。

千葉市 無償化

検索

幼保運営課

☎043-245-5729